るためには、追加のスペクトルが必要になる可能性があることを予測していること。
v)　1427-1429MHzの周波数帯は、３つの地域全てにおいて、一次的基礎で航空移動業務を除く移動業務に分配されていること。
w)　1429-1525MHzの周波数帯は、第二地域及び第三地域では移動業務に、第一地域では航空移動業務を除く移動業務に、それぞれ一次的基礎で分配されていること。
x)　1518-1559MHzの周波数帯は、３つの地域全てにおいて、一次的基礎で移動衛星業務(MSS)に分配されていること[1]。
y)　この会議が、1427-1518MHzの周波数帯を地上系IMTシステムを導入しようとする主管庁の使用のために特定したこと。
z)　1518-1525Hzの周波数帯におけるMSSの継続的運用を確保する必要があること。
aa)　1518-1525MHzの周波数帯のMSSと1492MHz-1518MHzの周波数帯のIMTとの隣接帯域における両立性を容易にするための適切な技術的措置の研究を行うことが必要なこと。
ab)　608-614MHz、1330-1400MHz、1400-1427MHz、1610.6-1613.8MHz、1660-1670MHz、2690-2700MHz、4800-4990MHz及び4990-5000MHzの周波数帯における電波天文業務とIMTシステムとの両立性及び共用の研究に関するITU-R報告RA.2332
ac)　この会議が、3300-3400MHzの周波数帯を第5.429B号、第5.429D号及び第5.429F号に規定する地上系IMTシステムを導入しようとする主管庁の使用のために特定したこと。
ad)　3300-3400Hzの周波数帯は、世界規模で一次的基礎として無線標定業務に分配されていること。
ae)　多くの主管庁が、第5.429号に規定する、一次的基礎として固定業務及び移動業務に分配された3300-3400MHzの周波数帯又はその一部を使用していること。
af)　4800-4990MHzの周波数帯は、一次的基礎として世界規模で移動業務に分配されていること。
ag)　この会議が、4800-4990MHzの周波数帯を、第二地域のための第5.441A号及び第三地域のための第5.441B号に規定する地上系IMTシステムを導入しようとする主管庁の使用のために特定したこと。
ah)　4990-5000MHzの周波数帯の電波天文受信機と4800-4990MHzの周波数帯のIMTシステムとの隣接帯域における両立性を容易にするための適切な技術的措置を主管庁が国内レベルで検討できること。

以下を強調し、
a)　主管庁には、以下の柔軟性が与えられなくてはならないこと。
－　特定された周波数帯の中から、どれほどのスペクトルをIMTに利用可能にするかを国内で決定すること。
－　必要に応じて、それぞれの既存システムの固有の導入状況に合わせて、各国ごとの移行計画を策定すること。
－　特定された周波数帯を当該周波数帯に分配されている全ての業務のために使うことができること。
－　特定の利用者の需要その他の国内の事情に合わせて、IMTに特定された周波数帯の使用及び利用可能な時期を決定すること。
b)　開発途上国特有の必要性に対応しなくてはならないこと。
c)　ITU-R勧告M.819に、開発途上国の需要を満たすためにIMT-2000が達成すべき目的が定められていること。

以下に留意し、
a)　決議第224（WRC-15、改）及び決議第225（WRC-12、改）の規定もIMTに関連すること。
b)　第5.384A号でIMTに特定された周波数帯を共用する業務間の共用の関係については、ITU-R内で更に研究が必要であること。
c)　IMTに対する2300-2400MHzの周波数帯の利用可能性に関する研究が多くの国で行われており、こうした研究の結果がそれらの国における当該周波数帯の使用に影響を及ぼし得ること。
d)　必要性が異なるため、全ての主管庁がWRC-07で特定された全てのIMTの周波数帯を必要としているわけではなく、また、既存業務による周波数の使用状況及び投資の状況により、当該周波数帯の全てにおいてIMTを導入することが不可能な場合があること。
e)　WRC-07で特定されたIMTのスペクトルは、幾つかの主管庁が予想する要求を完全に満足しない可能性があること。
f)　現在運用中の移動通信システムが、各々の既存の周波数帯においてIMTへと進化する可能性があること。
g)　固定、移動（第二世代システム）、宇宙運用、宇宙調査及び航空移動などの業務が、1710-1885MHzの周波数帯又はその一部で運用しているか、又は運用を計画中であること。
h)　2300-2400MHzの周波数帯又はその一部では、固定、移動、アマチュア及び無線標定業務が運用している、又は将来の運用を計画中であること。
i)　放送衛星、放送衛星（音声）、移動衛星（第三地域）、固定（マルチキャスト／通信システムを含む。）などの業務が、2500-2690MHzの周波数帯又はその一部で運用している、又は運用を計画中であること。
j)　IMTに幾つかの周波数帯を特定することにより、主管庁が、各々の状況に合わせて最適の周波数帯又は周波数帯の一部を選択することができること。
k)　ITU-Rが、IMTの更なる発展に取り組む追加の作業を明らかにしたこと。
l)　ITU-R勧告M.1457及びM.2012に定義されたIMT地上無線インタフェースは、ITU-Rの枠組みの中で、当初明記されていたものよりも進化し、より高度なサービス及び当初の導入時で想定されていたものを超えるサービスを提供するものと期待されること。
m)　IMTに周波数帯を特定しても、無線通信規則の下での優先権を確立するものではなく、また、当該周波数帯が分配されている業務のいかなる用途による周波数帯の使用を妨げるものではないこと。
n)　第5.317A号、第5.384A号、第5.388号、第5.429B号、第5.429D号及び第5.429F号の規定は、IMTに特定された周波数帯において、主管庁が国内の要求に基づいて他の技術を実施する選択をするのを妨げるものではないこと。

以下を認め、
　幾つかの主管庁にとって、IMTを導入する唯一の方法は、多大な財政投資を必要とするスペクトルの再編であろうこと。

以下を決議し、
1　IMTの導入を計画している主管庁に対して、利用者の需要及びその他の国内事情に基づいて、第5.341B号、第5.384A号、第5.429B号、第5.429D号及び第5.429F号で特定された1GHz以上の周波数帯又は周波数帯の一部を、IMTの地上系のための調和の取れたスペクトル利用の恩恵について十分考慮し、これらの周波数帯が現在分配されている業務を考慮しつつ、IMTの地上系のために利用可能にするよう要請すること。
2　第5.341B号、第5.384A号及び第5.388号の文章上の違いが規則上の扱いの違いとはならないことを確認すること。

以下をITU-Rに要請する。
1　1518-1525MHzの周波数帯のMSSと1492-1518MHzの周波数帯のIMTとの共存を確保する技術的措置を提供するために、両立性の研究を実施すること。
2　共用及び両立性に関する研究の結果を考慮しながら、1427-1518MHzの周波数帯においてIMTの展開を促進するための調和の取れた周波数配置を策定すること。
3　3300-3400MHzの周波数帯におけるIMTと無線標定業務との共存を可能にする運用上の措置に関するさらなる研究を行うこと。